

民法一部改正法案（選択的夫婦別氏制） 概要

- 最近における国民の価値観の多様化
- 価値観の多様化を反映した世論の動向 等

個人の尊重と男女の対等な関係の構築等の観点から、
選択的夫婦別氏制を導入する必要がある。

1. 夫婦の氏～選択的夫婦別氏制～

現行

【夫婦同氏制】

夫の氏／妻の氏で統一



改正案

【選択的夫婦別氏制】

選択可
・夫の氏／妻の氏で統一
・各自婚姻前の氏を使用

2. 子の氏～別氏夫婦の子の氏を出生・縁組時に決定～

現

① 嫡出子の氏

父母の氏

〔※出生前に父母が離婚したとき
→離婚時の父母の氏〕



改

- 同氏夫婦の子…現行どおり
- 別氏夫婦の子…父又は母の氏
→出生時に父母の協議※で決定
〔※協議不調／協議不能の場合
→家庭裁判所の審判〕

行

② 養子の氏

養親の氏



正

- 同氏夫婦の子…現行どおり
- 別氏夫婦の子(連れ子養子を含む)
…養親(又は連れ子の親)の一方の氏
→縁組時に協議※で決定
〔※15歳未満…養親(又は連れ子の親)の協議
15歳以上…当事者の協議〕

案

③ 子の氏の変更

父又は母と氏が異なるとき

→家裁の許可を得て父母の氏に変更可

〔※同氏の父又は母の改氏により父母双方と
異なる場合には、父母の婚姻中に限り、
届出のみで変更可〕



家裁の許可を得て変更という原則を
維持しつつ、届出のみで変更可となる
場合を追加
〔※現行と同様の場合に加え、子の出生後に
婚姻した父母が別氏夫婦の場合にも、
父母の婚姻中に限り、届出のみで変更可〕

- 施行日…公布日から起算して1年を超えない範囲内で政令で定める日
- 施行日までに改正法を施行するために必要な法制の整備その他の措置を講ずる
- 施行前に婚姻によって改氏した夫又は妻について、婚姻中に限り、配偶者との
合意に基づき、施行日から2年以内に届出により復氏可能とする等の経過措置